

労働・社会保険とは！

労働・社会保険とは、労働者等の負傷、疾病、障害、死亡及び出産、さらには老齢及び失業等の保険事故に対して労働者及びその家族の生活を保障する保険で、身近な保険として次の労働保険と社会保険があります。



労働者災害補償保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡に関して必要な保険給付を行います。保険料は、全額事業主が負担します。例えば、業務上の事由で負傷し療養が必要とする場合は、療養補償給付（無料で治療が受けられる）が行われ、療養のため労働することができず賃金をもらえない場合は、生活費を補うことを目的として休業補償給付（おおよそ平均賃金の6割）が、支給されます。また、治癒したが不幸にして障害が残った場合は、その障害による労働能力の喪失に対する補償として、その障害の程度に応じて障害補償給付（年金又は一時金）が支給されます。また、療養の甲斐なく死亡した場合は、残された遺族に対しての生活補償として遺族補償給付（年金又は一時金）が支給されます。

雇用保険とは、労働者の失業等に関して必要な給付を行います。保険料は、労働者と事業主が折半で負担します。労働者が失業した場合は、生活の安定と就職の促進を目的として求職者給付、就職促進給付が支給されます。また、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合は、雇用の安定を目的として雇用継続給付が支給されます。さらに、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合は、教育訓練給付が支給されます。

健康保険とは、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡及び出産に関して保険給付を行います。保険料は、労働者と事業主が折半で負担します。例えば、労働者（被保険者）が、疾病・負傷した場合、原則3割の自己負担で、診療所・病院等で治療（療養の給付等）が受けられ、療養のため就労することができず賃金がもらえない場合は、生活保障の目的で傷病手当金（おおよそ平均賃金の3分の2）が支給されます。労働者（被保険者）が出産した場合は、出産費用を補う目的で出産育児一時金が支給され、産前産後の休業をしたときは、その所得保障として出産手当金（おおよそ平均賃金の3分の2）が支給されます。死亡に関しては、一律5万円の埋葬料が、遺族等に支払われます。

厚生年金保険とは、労働者の老齢、障害又は死亡に関して保険給付を行います。保険料は、労働者と事業主が折半で負担します。労働者の老後の生活の安定を目的として老齢年金（老齢基礎年金と老齢厚生年金）が支給されます。また、病気やケガで障害が残った場合は、その障害の程度に応じて障害年金（障害基礎年金と障害厚生年金）が支給されます。不幸にして死亡した場合は、その遺族のために遺族年金（遺族基礎年金と遺族厚生年金）が支給されます。

以上